

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年 3 月31日
【発行者名】	国際投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田中 裕之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
【事務連絡者氏名】	永田 英二
【電話番号】	03（5221）6110
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（年2回決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	上限 1 兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（年２回決算型）

（以下「ファンド」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

ファンドの委託会社である国際投信投資顧問株式会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額^{*}とします。

なお、原則として午後３時までに、取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

^{*} 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権総口数で除した１口当たりの純資産額をいいます。（ただし、便宜上１万口当りに換算した価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社（信託契約に係る委託者であり、以下「委託会社」という場合があります。）

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

（５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、3.24％（税抜3.00％）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。

販売会社によっては、以下のファンド間でスイッチング^{*}による取得申込みを取扱う場合があります。

- ・ 「アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）」
- ・ 「アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（年２回決算型）」

* スイッチングとは、上記のいずれか一方のファンドを解約した受取金額をもって他方のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

スイッチングの申込手数料は、販売会社が定めるものとします。ただし、スイッチングにより解約をするファンドでは、信託財産留保額が差引かれ、解約金の利益に対して税金がかかります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

「自動けいぞく投資コース」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

申込手数料の照会先は販売会社となります。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位（当初元本１口＝１円）

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、１円単位とします。

申込単位の照会先は販売会社となります。

（７）【申込期間】

平成27年４月１日から平成28年３月29日までです。

取得申込みの受付は、日本における販売会社の営業日に限り行われます。

ただし、次のいずれかに該当する日（以下「申込不可日」といいます。）には、取得の申込みはできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）

- ・シンガポールの銀行の休業日
- ・シンガポール取引所の休業日
- ・シドニーの銀行の休業日
- ・シドニー先物取引所の休業日

* 申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

販売会社で申込みの取扱いを行います。

販売会社の照会先は以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込代金^{*}を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

* 申込代金は、申込金額（取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。

取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（信託契約に係る受託者であり、以下「受託会社」といいます。）の指定するファンドに係る口座に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

前記「(8)申込取扱場所」に同じです。

申込代金は取得の申込みを行った販売会社へ払込むものとします。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

申込みの方法

- ・ 取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
- ・ 取得の申込みのときに「分配金受取コース」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）または「自動けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなります。（原則として、コースを途中で変更することはできません。）

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、初回の取得申込みのときに販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款^{*}」に基づく契約の締結等の諸手続きが必要となります。

- ^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

その他留意事項

- a．金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すことがあります。
- b．申込代金には利息をつけません。
- c．振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

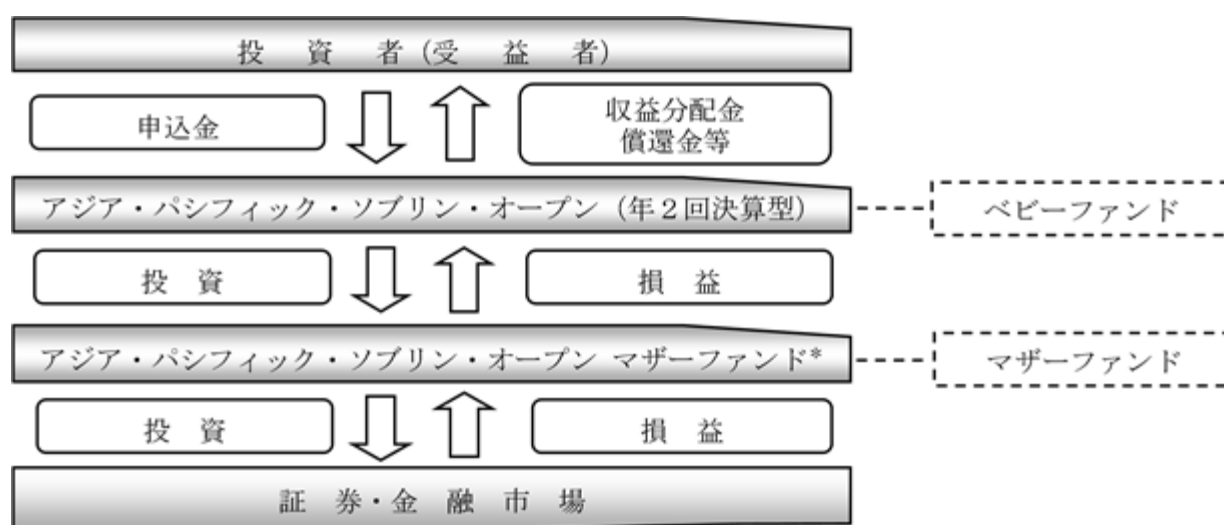
1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファミリーファンド方式^{*}により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

^{*} ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



^{*} 「アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド」については、以下「マザーファンド」という場合があります。

信託金の限度額

500億円です。

^{*} 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

基本的性格

一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信		不動産投信
	内 外	その他資産
		資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海 外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債 券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米	ファミリーファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年 6 回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産		アフリカ		
（投資信託証券（債券 一般））		中近東（中東）		
資産複合		エマージング		

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として債券（一般 [*] ）に投資する。 *一般とは、公債 ^{*1} 、社債 ^{*2} 、その他債券 ^{*3} 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
オセアニア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

* 1 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

* 2 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

* 3 その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

前記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）より確認してください。

ファンドの特色

特色1

日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし分散投資を行います。

- ◆日本を除くアジア諸国・地域への投資は、原則として当ファンドの純資産総額の50%以上とします。
- ◆ソブリン債券・準ソブリン債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

【ソブリン債券】

各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。

また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する国際機関債のほか、当ファンドにおいてはオーストラリア、ニュージーランドの州(地方)政府債等もソブリン債券に含まれます。

【準ソブリン債券】

政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

■現在の投資先(2015年1月30日現在)



※主要投資対象国・地域は外務省が定義する「アジア」および「大洋州」から選定しており、上記の他、中国・香港が含まれます。

※資金管理目的で、主要投資対象国・地域以外のソブリン債券(米国債券等)に一部投資することもあります。

※上記の投資先は将来変更となる可能性があります。

- ◆自国通貨建債券のほか、米ドル建債券等の外国通貨建債券にも投資します。

特色2

ソブリン債券・準ソブリン債券からの安定した利子収入の確保および信託財産の成長を目指して運用を行います。

債券戦略

- 債券見通し(金利水準・金利見通し・信用力等)を考慮し、投資を行います。
利子収入期待の高い国・地域の債券への投資配分を高めます。

通貨戦略

- 為替見通しを考慮し、投資を行います。
通貨上昇期待の高い通貨への投資配分を高めます。
- ◆ 直物為替先渡取引(NDF)等を活用し、為替差益の獲得を目指すことがあります。

【直物為替先渡取引(NDF)】

一種の外国為替先渡取引であり、決済時に元本部分の受け渡しを行わずに、取引時に決定した取引レートと決済レートの差および元本により計算した額を、米ドル等に換算して、受け渡しを行う取引です。

- ・ 為替取引を行う際、一部の新興国の通貨では、為替取引に関する規制等で機動的に為替予約取引を行えないことがあり、その場合、NDFを活用します。
- ・ NDFの取引価格は、為替予約取引とは異なり、規制等により裁定が働かない場合があるため、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。

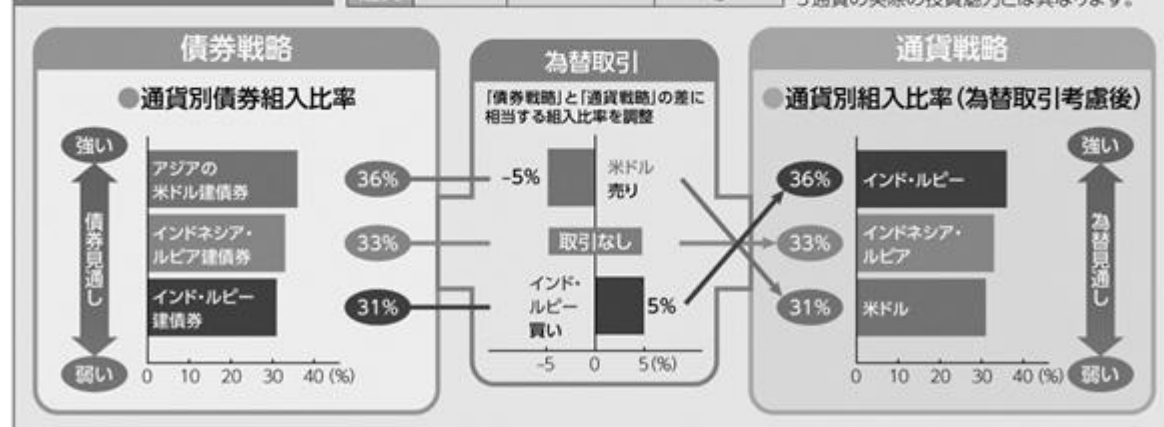
主な収益の源泉



債券と為替の見通しを右記と仮定した場合のイメージ図

	米ドル	インドネシア・ルピア	インド・ルピー
債券	○	△	×
通貨	×	△	○

左の表は、債券戦略と通貨戦略を簡単に説明するために債券、通貨毎の3通貨間の相対的な投資魅力を、○>△>×の順に表しています。3通貨の実際の投資魅力とは異なります。



上記は、債券戦略と通貨戦略を簡単に説明するために簡略化した上で図表化したものであり、実際のポートフォリオとは異なります。また、あくまで2015年1月30日における考え方であり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

- ◆ 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色 **3**

年2回決算を行い、収益の分配を行います。

◆ 毎年1月7日および7月7日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間、運用の効率性等を勘案して、分配金額を決定します。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

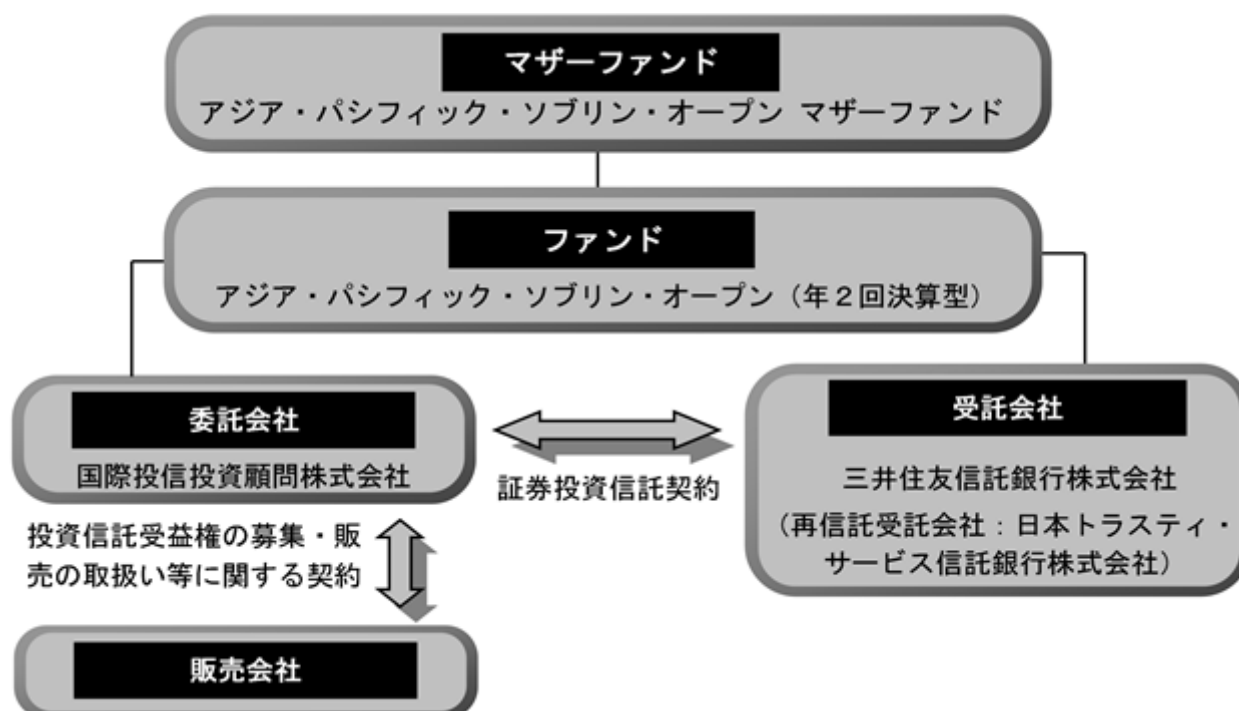
将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成21年1月16日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

- 委託会社（国際投信投資顧問株式会社）
ファンドの運用指図、運用報告書の作成等を行います。
- 受託会社（三井住友信託銀行株式会社、再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
ファンドの財産の保管および管理等を行います。

c. 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

a. 証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）

証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。

b. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）

受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社の概況

a. 資本金（平成27年1月末現在）

26億8千万円

b. 沿革

昭和58年3月1日 国際投信委託株式会社設立

昭和59年12月12日 国際投資顧問株式会社設立

平成9年7月1日 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更

c. 大株主の状況（平成27年1月末現在）

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	7,161株	55.09%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	899株	6.91%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	644株	4.96%

d. 金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第326号

2【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

ファミリーファンド方式により、日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行い、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

a. マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

b. マザーファンド受益証券を通じて、日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行います。

c. ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。

（a）ソブリン債券以外への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。

（b）同一企業が発行する債券への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- (c) 同一通貨への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- (d) 同一国・地域が発行する債券への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- (e) 原則として、日本を除くアジア諸国・地域が発行する債券（ソブリン債券および準ソブリン債券）への実質投資は、信託財産の純資産総額の50%以上とします。
- d. 債券（ソブリン債券および準ソブリン債券）の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- e. 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。なお、直物為替先渡取引（NDF）等を活用した為替のコントロールにより為替益の獲得を目指すことがあります。
- f. 投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

（２）【投資対象】

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券を通じて、日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、（５）○信託約款に定める投資制限のないし および に定めるものに限ります。）に係る権利
- c. 約束手形
- d. 金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたアジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

- g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- j．コマーシャル・ペーパー
- k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l．外国または外国の者の発行する証券または証書で、a．からk．の証券または証書の性質を有するもの
- m．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- q．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- u．外国の者に対する権利でt．の有価証券の性質を有するもの

なお、a．の証券または証書、l．およびq．の証券または証書のうちa．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．からf．までの証券ならびにl．、n．およびq．の証券または証書のうちb．からf．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m．の証券およびn．の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利でe．の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の a . から f . までは掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

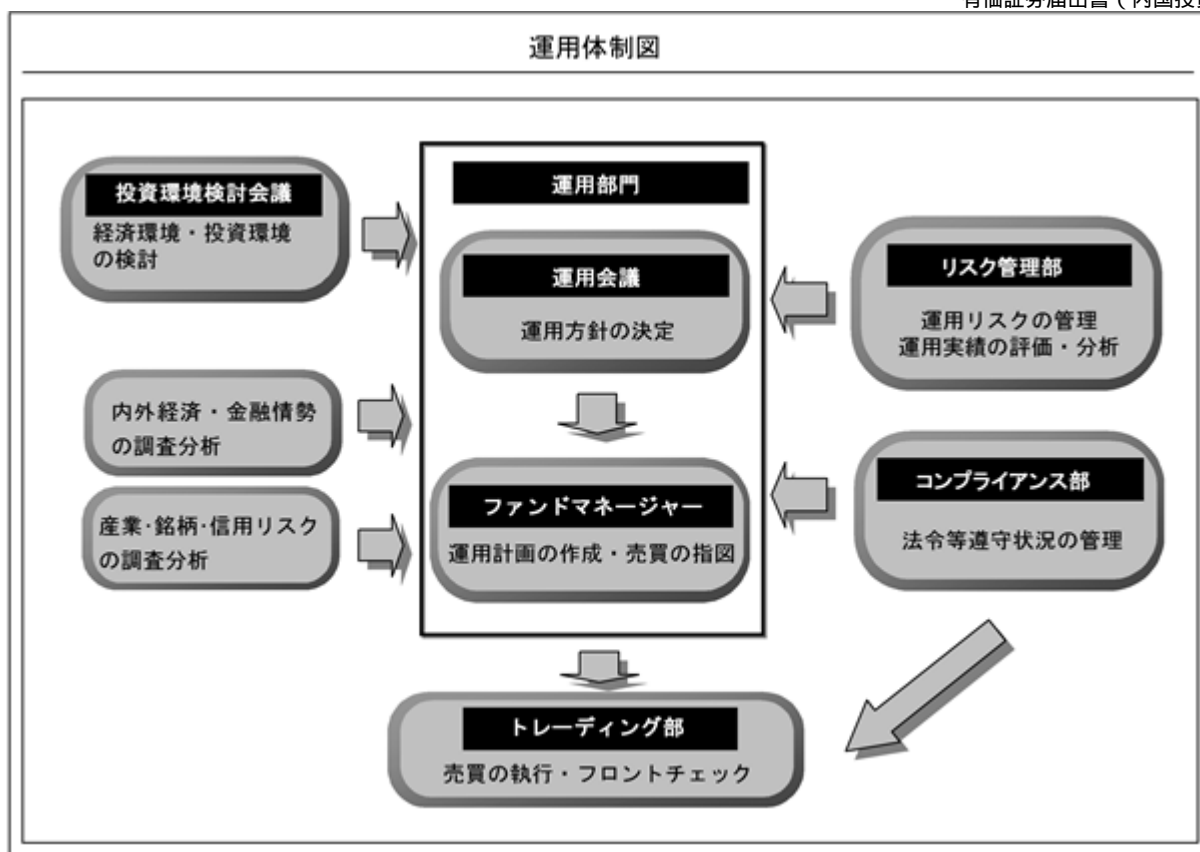
- a . 先物取引等
- b . スワップ取引
- c . 金利先渡取引および為替先渡取引
- d . 直物為替先渡取引

（３）【運用体制】

ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。（平成27年１月末現在）

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月１回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行います。
運用会議	原則として月１回運用会議を開催し、運用方針ならびに収益分配金および収益分配金の決定に関する方針等の決定を行います。

組織	役割・機能
運用部門（ファンドマネージャー）	ファンドマネージャーは運用会議にて運用方針が承認された後、運用計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。



参考

ファンドの運用は、運用部門の債券運用部が担当し、ファンドマネージャー 5 名で運用を行い、トレーディング部、リスク管理部、コンプライアンス部においては総勢30名程度で上記業務に当たっております。

運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社は、「組織規程」において、ファンドの運用方針等を決定する機関として運用会議をおくなどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー（運用担当者）の適正な行動基準の確立のために「運用担当者規則」を定めています。

関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、受託会社より年 1 回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎年 1 月 7 日および 7 月 7 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a．分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b．分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間、運用の効率性等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

c．留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

a．「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（5）【投資制限】

○信託約款に定める投資制限

マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

株式への投資

株式への実質投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

投資信託証券への投資

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引の指図範囲

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b．信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - （a）信託財産に属する株券
 - （b）株式分割により取得する株券
 - （c）信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
 - （a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

- (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
- (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下(b)において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c．において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。また、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で、全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の指図および範囲

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b．限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b．売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c．信託財産の一部解約等の事由により、売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b．当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c．信託財産の一部解約等の事由により、b．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d．借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

外国為替予約取引の指図および範囲

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。なお、外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

- b. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

直物為替先渡取引の運用指図・目的

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。なお、直物為替先渡取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- b. 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額等で評価するものとします。
- d. 委託会社は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

○法令等による投資制限

同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

- 運用の基本方針 -

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を中心に投資を行い、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。

（2）投資態度

日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行います。

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。

イ. ソブリン債券以外への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。

ロ. 同一企業が発行する債券への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ハ. 同一通貨への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

ニ. 同一国・地域が発行する債券への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

ホ. 原則として、日本を除くアジア諸国・地域が発行する債券（ソブリン債券および準ソブリン債券）への投資は、信託財産の純資産総額の50%以上とします。

債券（ソブリン債券および準ソブリン債券）の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。なお、直物為替先渡取引（NDF）等を活用した為替のコントロールにより、為替益の獲得を目指すことがあります。

投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

（1）株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（2）投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（3）同一銘柄の株式への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（4）同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（5）有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。

（6）スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。

（7）直物為替先渡取引は、約款第28条の範囲で行います。

（8）外貨建資産への投資は、制限を設けません。

- (9) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

3【投資リスク】

(1) ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。

（主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。）

基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

ファンドは、主に日本を除くアジア諸国・地域およびパシフィック諸国の通貨建等の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。また、ファンドは一部の通貨について為替取引を行うことがあり、その場合は為替取引後の通貨の変動の影響を受けることとなります。

金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

信用リスク（デフォルト・リスク）

債券発行国・地域の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

カントリー・リスク

債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- a．先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- b．政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- c．海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- d．先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、直物為替先渡取引（NDF）等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

その他の主な留意点

- a．ファンドでは、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。
- b．収益分配金に関する留意点
 - ・ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行いますが、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
 - ・ 投資信託（ファンド）の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。
 - ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・ 受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
- c．受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- d．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- e．信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はい行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用部門から独立した部門において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

トレーディング部

株式、公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

コンプライアンス部

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

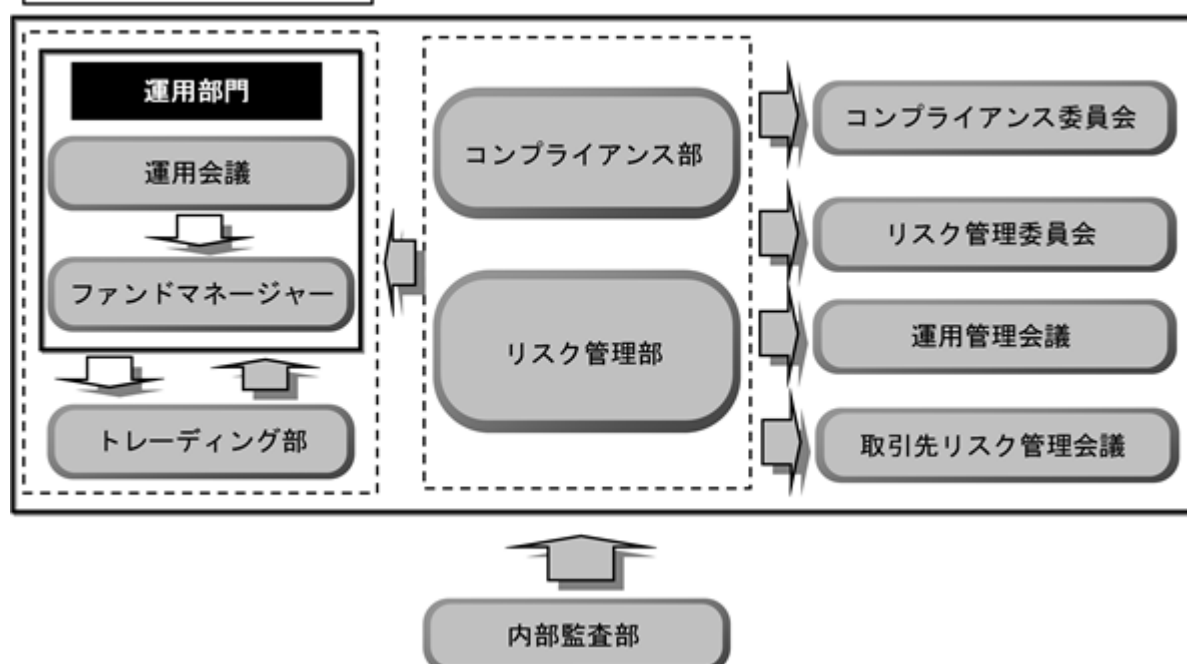
内部監査部

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

この他に、投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

- * コンプライアンス委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。
- * リスク管理委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。
- * 運用管理会議（原則、毎月開催）において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
- * 取引先リスク管理会議（原則、四半期毎に開催）において、信託財産の運用に係る運用リスクのうち、取引相手先の決済不履行リスク（カウンターパーティー・リスク）に関する管理方針等の検討を行っています。

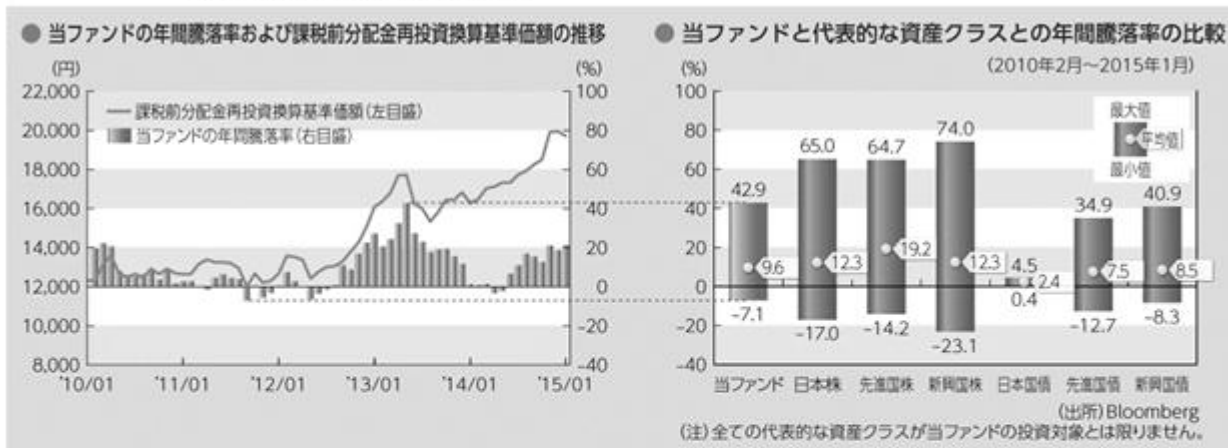
委託会社のリスク管理体制図



- * 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの年間騰落率について、定量的に比較できるようにするための参考情報として記載しています。



※課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なる場合があります。

※上記において年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

※当ファンドの年間騰落率は、課税前分配金再投資換算基準価額を基に算出したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。※上記(右図)は、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて、2010年2月から2015年1月の5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

<代表的な資産クラスの指数>

日本株: TOPIX® 配当込み指数、先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(税引き後配当込み、円換算)、新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引き後配当込み、円換算)、日本国債: NOMURA-BPI 国債、先進国債: シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)、新興国債: J.P. モルガンGBI-EM ブロード(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースまたは国際投信投資顧問が円換算した指数を採用しています。各指数の詳細は後記「代表的な資産クラスの指数について」をご参照ください。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

・TOPIX® 配当込み指数

TOPIX® 配当込み指数は、東京証券取引所市場第一部に上場している全ての日本企業(内国普通株式全銘柄)を対象とした株価指数であり、配当を考慮して算出しています。TOPIX® 配当込み指数は、(株)東京証券取引所およびそのグループ会社(以下、「東証等」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウは東証等が所有しています。なお、当ファンドは、東証等により提供、保証又は販売されるものではなく、東証等は、当ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

・MSCIコクサイ・インデックス(税引き後配当込み、円換算)

・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引き後配当込み、円換算)

MSCIコクサイ・インデックス(税引き後配当込み、円換算)は、MSCIコクサイ・インデックス(税引き後配当込み、米ドルベース)を国際投信投資顧問が円換算したものであり、日本を除く世界主要先進国の大型・中型株式を対象とし、税引き後の配当を考慮した株価指数です(出所: MSCI)。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引き後配当込み、円換算)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引き後配当込み、米ドルベース)を国際投信投資顧問が円換算したものであり、世界主要新興国の大型・中型株式を対象とし、税引き後の配当を考慮した株価指数です(出所: MSCI)。

ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCIは何ら保証するものではありません。またその著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

・NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、日本で発行されている公募の固定利付国債を対象とした債券指数です。「NOMURA-BPI 国債」は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる国際投信投資顧問の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。

・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスで、1984年12月末を100とする日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。

・J.P. モルガンGBI-EM ブロード(円ベース)

J.P. モルガンGBI-EM ブロード(円ベース)は、新興国政府が発行する現地通貨建て国債を対象とした債券指数です。情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものでありますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

支払先	申込手数料	対価として提供する役務の内容
販売会社	取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に対して、上限3.24%（税込）（上限3.00%（税抜））	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等

上記は、販売会社により異なります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社によっては、スイッチングによる取得申込みを取扱う場合があります。その場合の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。ただし、スイッチングにより解約をするファンドでは、信託財産留保額が差引かれ、解約金の利益に対して税金がかかります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.2%が差引かれます。

(3)【信託報酬等】

- a．信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.62%（税抜1.50%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：

保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × （保有日数 / 365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成27年1月末現在の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.86%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、目論見書等の作成等
販売会社	0.60%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

(4)【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

- a．信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- b．信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年0.00432%（税抜0.00400%）以内の率）を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

資金の借入れ

一部解約金の支払資金に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他

マザーファンドに係る売買・保管等に要する費用につきましても、マザーファンドにおける信託財産が負担するものとします。

- * 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドの課税上の取扱いは、株式投資信託となります。

- * 以下の内容は、平成27年１月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 買取制度につきましては、販売会社に確認してください。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成26年 1月1日から 平成49年 12月31日まで	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20.315% ^{*1} (所得税15.315% ^{*1} 地方税5.000%)
	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税 ^{*2} 20.315% ^{*1}
	償還金			(所得税15.315% ^{*1} 地方税5.000%)

* 1 所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

* 2 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

- 1 収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
- 2 配当控除の適用はありません。
- 3 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	平成26年1月1日から平成49年12月31日までは 源泉徴収15.315% [*] （所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

^{*} 所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。

その他くわしくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

- a．受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれていません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

- a．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（年2回決算型）

（平成27年 1月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	379,439,792	99.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,141,023	0.29
合計(純資産総額)		380,580,815	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（年2回決算型）

（全銘柄）

（平成27年 1月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド	174,527,295	2.1572	376,490,281	2.1741	379,439,792	99.70

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注2）親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

（平成27年 1月30日現在）

種類	国内／外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	99.70
合計		99.70

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（年2回決算型）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（年2回決算型）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（年２回決算型）

平成27年 1月30日および同日前１年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	（平成21年 7月 7日）	1,927	1,928	11,676	11,686
第2期	（平成22年 1月 7日）	768	768	12,838	12,848
第3期	（平成22年 7月 7日）	594	595	12,385	12,395
第4期	（平成23年 1月 7日）	636	636	12,893	12,903
第5期	（平成23年 7月 7日）	614	614	13,328	13,338
第6期	（平成24年 1月10日）	517	517	12,143	12,153
第7期	（平成24年 7月 9日）	476	476	12,938	12,948
第8期	（平成25年 1月 7日）	496	496	15,337	15,347
第9期	（平成25年 7月 8日）	438	439	16,463	16,473
第10期	（平成26年 1月 7日）	361	362	16,496	16,506
第11期	（平成26年 7月 7日）	340	341	17,370	17,380
第12期	（平成27年 1月 7日）	368	368	19,414	19,424
	平成26年 1月末日	349	—	16,154	—
	2月末日	345	—	16,361	—
	3月末日	357	—	16,902	—
	4月末日	358	—	16,990	—
	5月末日	364	—	17,190	—
	6月末日	355	—	17,199	—
	7月末日	341	—	17,586	—
	8月末日	346	—	17,780	—
	9月末日	341	—	18,103	—
	10月末日	352	—	18,359	—
	11月末日	377	—	19,765	—
	12月末日	375	—	19,796	—
	平成27年 1月末日	380	—	19,548	—

(注)基準価額は１単位（１万口）当たりの純資産総額です。

【分配の推移】

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（年2回決算型）

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	平成21年 1月16日～平成21年 7月 7日	10
第2期	平成21年 7月 8日～平成22年 1月 7日	10
第3期	平成22年 1月 8日～平成22年 7月 7日	10
第4期	平成22年 7月 8日～平成23年 1月 7日	10
第5期	平成23年 1月 8日～平成23年 7月 7日	10
第6期	平成23年 7月 8日～平成24年 1月10日	10
第7期	平成24年 1月11日～平成24年 7月 9日	10
第8期	平成24年 7月10日～平成25年 1月 7日	10
第9期	平成25年 1月 8日～平成25年 7月 8日	10
第10期	平成25年 7月 9日～平成26年 1月 7日	10
第11期	平成26年 1月 8日～平成26年 7月 7日	10
第12期	平成26年 7月 8日～平成27年 1月 7日	10

【収益率の推移】

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（年2回決算型）

期	計算期間	収益率（％）
第1期	平成21年 1月16日～平成21年 7月 7日	16.9
第2期	平成21年 7月 8日～平成22年 1月 7日	10.0
第3期	平成22年 1月 8日～平成22年 7月 7日	3.5
第4期	平成22年 7月 8日～平成23年 1月 7日	4.2
第5期	平成23年 1月 8日～平成23年 7月 7日	3.5
第6期	平成23年 7月 8日～平成24年 1月10日	8.8
第7期	平成24年 1月11日～平成24年 7月 9日	6.6
第8期	平成24年 7月10日～平成25年 1月 7日	18.6
第9期	平成25年 1月 8日～平成25年 7月 8日	7.4
第10期	平成25年 7月 9日～平成26年 1月 7日	0.3
第11期	平成26年 1月 8日～平成26年 7月 7日	5.4
第12期	平成26年 7月 8日～平成27年 1月 7日	11.8

(注)収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（年２回決算型）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期	平成21年 1月16日～平成21年 7月 7日	2,255,661,999	605,217,850	1,650,444,149
第2期	平成21年 7月 8日～平成22年 1月 7日	33,838,794	1,085,812,040	598,470,903
第3期	平成22年 1月 8日～平成22年 7月 7日	54,036,575	172,420,808	480,086,670
第4期	平成22年 7月 8日～平成23年 1月 7日	74,523,216	61,193,810	493,416,076
第5期	平成23年 1月 8日～平成23年 7月 7日	70,707,323	103,064,356	461,059,043
第6期	平成23年 7月 8日～平成24年 1月10日	33,292,927	68,357,557	425,994,413
第7期	平成24年 1月11日～平成24年 7月 9日	9,652,172	67,252,519	368,394,066
第8期	平成24年 7月10日～平成25年 1月 7日	13,993,720	58,795,982	323,591,804
第9期	平成25年 1月 8日～平成25年 7月 8日	21,358,513	78,451,087	266,499,230
第10期	平成25年 7月 9日～平成26年 1月 7日	17,916,137	65,030,568	219,384,799
第11期	平成26年 1月 8日～平成26年 7月 7日	6,578,994	29,675,152	196,288,641
第12期	平成26年 7月 8日～平成27年 1月 7日	20,472,695	27,093,547	189,667,789

（参考）マザーファンド

（１）投資状況

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド

（平成27年 1月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	オーストラリア	114,123,099	0.46
	シンガポール	672,665,400	2.74
	マレーシア	1,633,513,588	6.66
	タイ	2,001,812,472	8.16
	フィリピン	1,967,314,568	8.02
	インドネシア	1,465,869,950	5.97
	韓国	1,217,931,931	4.96
	台湾	381,562,875	1.55
	インド	2,638,246,310	10.75
	スリランカ	335,383,190	1.36
	モンゴル	213,796,000	0.87
	小計	12,642,219,383	51.55
地方債証券	ニュージーランド	485,395,612	1.97
特殊債券	オーストラリア	1,169,405,038	4.76
	ニュージーランド	1,374,364,648	5.60
	フィリピン	269,877,461	1.10
	韓国	2,531,974,000	10.32
	ベトナム	492,071,360	2.00
	インド	396,509,815	1.61
	スリランカ	521,761,570	2.12
	国際機関	2,259,308,276	9.21
	モンゴル	1,093,280,375	4.45
	小計	10,108,552,543	41.22
外国譲渡性預金証書	中国	528,480,288	2.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	756,442,295	3.08
合計(純資産総額)		24,521,090,121	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

（平成27年 1月30日現在）

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引	買建	韓国	538,833,600	2.19
	売建	アメリカ	847,999,393	3.45

（注1）時価の算定方法

先物取引

外国先物取引の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

（注2）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（平成27年 1月30日現在）

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	2,938,400,965	11.98
	売建	—	2,667,282,053	10.87

（注1）時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

（注2）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（平成27年 1月30日現在）

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
直物為替先渡取引	買建	—	2,089,491,931	8.52
	売建	—	1,651,590,612	6.73

（注1）時価の算定方法

直物為替先渡取引

原則として時価で評価しております。

（注2）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド

（評価額上位30銘柄）

（平成27年 1月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	韓国	特殊債券	EXP-IMP BK KOREA '160701	434,000,000	370.27	1,606,993,500	371.10	1,610,574,000	0.7	2016/7/1	6.56
2	韓国	国債証券	KOREA TREASURY BD'180910	10,000,000,000	12.16	1,216,023,911	12.17	1,217,931,931	5.75	2018/9/10	4.96
3	フィリピン	国債証券	PHILIPPINES(REP) '360114	356,000,000	301.50	1,073,340,000	310.88	1,106,732,800	6.25	2036/1/14	4.51
4	モンゴル	特殊債券	DEVT BK OF MONGO '170321	10,000,000	11,381.44	1,138,144,425	10,932.80	1,093,280,375	5.75	2017/3/21	4.45
5	タイ	国債証券	THAILAND GOVT '210714	250,000,000	345.51	926,037,994	341.55	914,529,720	1.2	2021/7/14	3.72
6	インド	国債証券	INDIA GOVT BOND '220802	450,000,000	193.13	869,107,950	196.30	883,394,775	8.08	2022/8/2	3.60
7	インド	国債証券	INDIA GOVT BOND '210411	450,000,000	190.27	856,254,150	193.26	869,689,845	7.8	2021/4/11	3.54
8	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVT '330515	100,000,000,000	0.79	791,036,500	0.86	868,281,000	6.625	2033/5/15	3.54
9	タイ	国債証券	THAILAND GOVT '280312	194,000,000	324.64	647,802,445	316.80	631,522,996	1.25	2028/3/12	2.57
10	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVT '280515	70,000,000,000	0.78	551,391,400	0.85	597,588,950	6.125	2028/5/15	2.43
11	フィリピン	国債証券	PHILIPPINES(REP) '221126	210,000,000	262.58	551,437,068	273.24	573,808,368	3.9	2022/11/26	2.34
12	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK '171215	6,000,000	9,397.61	563,856,858	9,456.99	567,419,742	7.5	2017/12/15	2.31
13	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVT '210930	17,000,000	3,234.62	549,886,507	3,305.14	561,875,064	4.048	2021/9/30	2.29
14	韓国	特殊債券	EXP-IMP BK KOREA '151126	200,000,000	269.36	538,733,600	270.81	541,628,000	4	2015/11/26	2.20
15	ニュージーランド	特殊債券	TRANSPower NEW Z '230828	5,000,000	10,478.26	523,913,460	10,634.40	531,720,148	5.75	2023/8/28	2.16
16	中国	外国譲渡性 預金証書	NCD AGR BK CHINA '150413	28,000,000	1,885.72	528,004,008	1,887.42	528,480,288	—	—	2.15
17	スリランカ	特殊債券	NATIONAL SAVINGS '180918	4,000,000	13,116.05	524,642,140	13,044.03	521,761,570	8.875	2018/9/18	2.12
18	インド	国債証券	INDIA GOVT BOND '320215	250,000,000	196.70	491,764,000	201.97	504,936,250	8.28	2032/2/15	2.05
19	オーストラリア	特殊債券	AIRSERVICES AUST '201119	5,000,000	9,917.34	495,867,381	10,015.20	500,760,370	4.75	2020/11/19	2.04
20	ベトナム	特殊債券	VIETINBANK '170517	4,000,000	12,417.90	496,716,220	12,301.78	492,071,360	8	2017/5/17	2.00
21	ニュージーランド	地方債証券	AUCKLAND COUNCIL '240325	5,000,000	9,426.92	471,346,317	9,707.91	485,395,612	5.806	2024/3/25	1.97
22	ニュージーランド	特殊債券	NZ LGFA '210515	5,000,000	9,450.50	472,525,339	9,646.20	482,310,361	6	2021/5/15	1.96
23	シンガポール	国債証券	SINGAPORE GOVT '300901	5,000,000	9,021.34	451,067,100	9,444.60	472,230,000	2.875	2030/9/1	1.92
24	タイ	国債証券	THAILAND GOVT '320625	120,000,000	384.46	461,363,198	379.79	455,759,756	3.775	2032/6/25	1.85

25	国際機関	特殊債券	ASIAN DEV BANK '190306	5,000,000	8,799.37	439,968,841	8,892.57	444,628,990	4.625	2019/3/6	1.81
26	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVT '320415	14,000,000	3,021.96	423,075,754	3,161.92	442,668,927	4.127	2032/4/15	1.80
27	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK '220301	50,000,000,000	0.81	408,880,000	0.84	421,040,000	5.2	2022/3/1	1.71
28	オーストラリア	特殊債券	AUSTRALIAN POST '170206	4,000,000	9,668.87	386,755,107	9,659.30	386,372,137	5.5	2017/2/6	1.57
29	台湾	国債証券	TAIWAN GOVT '190909	100,000,000	380.67	380,679,750	381.56	381,562,875	1.375	2019/9/9	1.55
30	韓国	特殊債券	EXP-IMP BK KOREA '160706	40,000,000,000	0.94	377,112,000	0.94	379,772,000	8.4	2016/7/6	1.54

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

種類別投資比率

（平成27年 1月30日現在）

種類	国内 / 外国	投資比率（％）
国債証券	外国	51.55
地方債証券	外国	1.97
特殊債券	外国	41.22
外国譲渡性預金証書	外国	2.15
合計		96.91

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド

（平成27年 1月30日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（％）
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 5YR NOTE	売建	23	アメリカ・ドル	2,789,028.99	329,802,678	2,780,304.63	328,771,022	1.34
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 2YR NOTE	売建	20	アメリカ・ドル	4,378,055	517,705,003	4,390,937.6	519,228,371	2.11
	韓国	韓国取引所	KOREA10YR BD	買建	40	韓国ウォン	4,856,000,000	524,448,000	4,989,200,000	538,833,600	2.19

（注1）時価の算定方法

先物取引

外国先物取引の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

（注2）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（平成27年 1月30日現在）

資産の種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	10,547,995.31	1,248,889,303	1,247,056,965	5.08
	ニュージーランド・ドル	買建	7,400,000.00	660,414,162	634,262,000	2.58
	シンガポール・ドル	買建	10,600,000.00	933,842,000	925,062,000	3.77
	中国元(オフショア)	買建	7,000,000.00	133,350,000	132,020,000	0.53
	アメリカ・ドル	売建	14,652,779.74	1,735,730,411	1,731,636,017	7.06
	ニュージーランド・ドル	売建	4,600,000.43	395,227,496	395,646,036	1.61
	タイ・バーツ	売建	150,000,000.00	541,500,000	540,000,000	2.20

（注1）時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

（注2）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（平成27年 1月30日現在）

資産の種類	買建 / 売建	通貨	数量	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
直物為替先渡取引	買建	マレーシア・リング/アメリカ・ドル	8,604,819.78	1,010,399,965	1,002,532,157	4.08
		フィリピン・ペソ/アメリカ・ドル	3,500,000.00	414,630,040	424,521,784	1.73
		インドネシア・ルピア/アメリカ・ドル	2,000,000.00	236,500,000	236,718,595	0.96
		韓国ウォン/アメリカ・ドル	3,600,000.00	425,700,000	425,719,394	1.73
	売建	マレーシア・リング/アメリカ・ドル	7,400,000.00	875,050,000	874,072,362	3.56
		フィリピン・ペソ/アメリカ・ドル	3,000,000.00	354,750,000	360,097,965	1.46
		新台湾ドル/アメリカ・ドル	3,500,000.00	413,875,000	417,420,285	1.70

（注1）時価の算定方法

直物為替先渡取引

原則として時価で評価しております。

（注2）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考情報）運用実績



運用実績

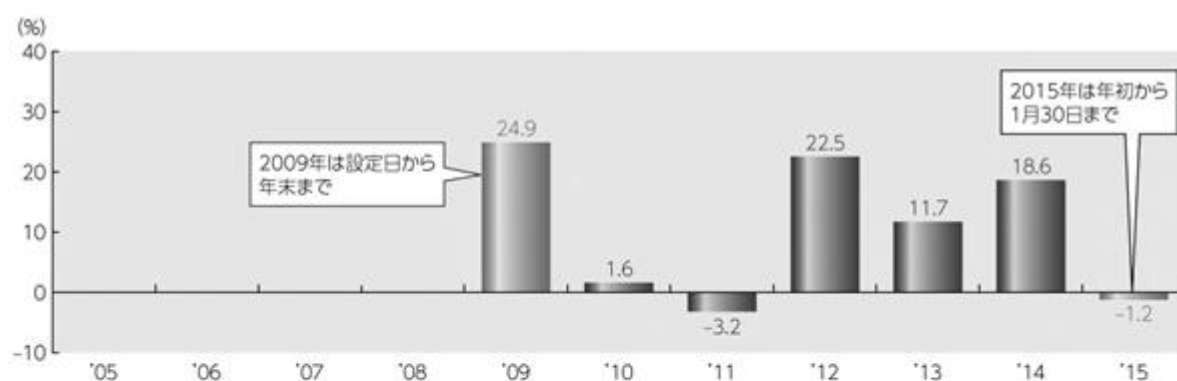
（最新の運用実績は委託会社のホームページにて
ご確認ください。）

2015年1月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移



■ 年間収益率の推移（暦年ベース） ※課税前分配金再投資換算基準価額を基に算出しています。



注記事項

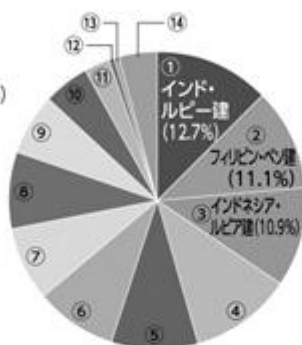
- ・当ファンドにはベンチマークはありません。
- ・課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なります。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

■ 主要な資産の状況

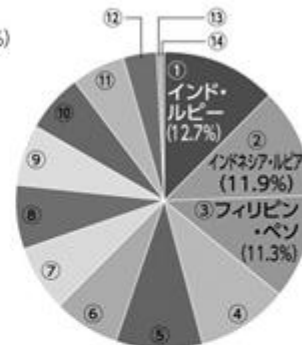
● 通貨別債券組入比率

- ④米ドル建 (10.9%)
⑤豪ドル建 (9.5%)
⑥ニュージーランド・ドル建 (8.9%)
⑦タイ・バーツ建 (8.2%)
⑧台湾ドル建 (8.1%)
⑨マレーシア・リンギ建 (6.7%)
⑩韓国ウォン建 (5.0%)
⑪シンガポール・ドル建 (2.8%)
⑫中国人民幣建 (0.7%)
⑬スリランカ・ルピー建 (0.4%)
⑭現金等 (4.1%)

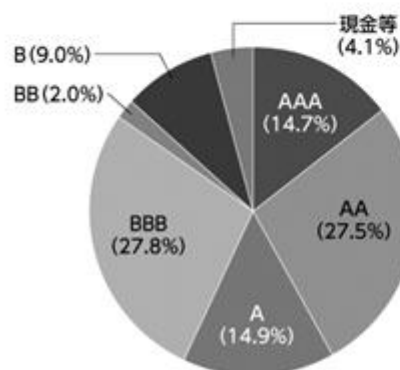


● 通貨別組入比率（為替取引考慮後）

- ④ニュージーランド・ドル (9.9%)
⑤豪ドル (9.5%)
⑥米ドル (7.3%)
⑦マレーシア・リンギ (7.2%)
⑧韓国ウォン (7.0%)
⑨シンガポール・ドル (6.5%)
⑩台湾ドル (6.4%)
⑪タイ・バーツ (6.0%)
⑫中国人民幣 (3.4%)
⑬円 (0.4%)
⑭スリランカ・ルピー (0.4%)



● 格付け別組入比率



(出所) Bloomberg

● ポートフォリオの特性値

当ファンド		
平均終利*1	平均直利*2	デュレーション*3
4.5%	4.8%	5.3

*1【平均終利(複利最終利回り)】 償還日までの利子とその再投資収益および償還差損益も考慮した利回り(年率)をいいます。

*2【平均直利(直接利回り)】 利子収入部分にのみ着目した利回り。債券価格に対する利子の割合(年率)をいいます。

*3【デュレーション】 「金利が変動したときの債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標でもあります。

例えば、デュレーションの値が「5」の債券は、金利が1%上昇(低下)すると債券価格がおおよそ5%下落(上昇)します。(他の価格変動要因がないと仮定した場合の例です。)

一般に、満期までの残存期間が長い債券や利率が低い債券ほど、デュレーションの値が大きく、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなる傾向があります。

なお、上記当ファンドのデュレーションは、当ファンドが実質的に保有する各債券のデュレーションを加重平均したものです。

● 主要な組入銘柄(評価額上位)

国/地域	種類	銘柄名	通貨	利率(%)	償還期限	比率(%)
1 韓国	特殊債券	韓国輸出入銀行	台湾ドル	0.700	2016年 7月 1日	6.6
2 韓国	国債証券	韓国国債	韓国ウォン	5.750	2018年 9月10日	5.0
3 モンゴル	特殊債券	モンゴル開発銀行	米ドル	5.750	2017年 3月21日	4.5
4 フィリピン	国債証券	フィリピン国債	フィリピン・ペソ	6.250	2036年 1月14日	4.5
5 タイ	国債証券	タイ国債	タイ・バーツ	1.200	2021年 7月14日	3.7
6 インド	国債証券	インド国債	インド・ルピー	8.080	2022年 8月 2日	3.7
7 インド	国債証券	インド国債	インド・ルピー	7.800	2021年 4月11日	3.6
8 インドネシア	国債証券	インドネシア国債	インドネシア・ルピア	6.625	2033年 5月15日	3.6
9 タイ	国債証券	タイ国債	タイ・バーツ	1.250	2028年 3月12日	2.6
10 インドネシア	国債証券	インドネシア国債	インドネシア・ルピア	6.125	2028年 5月15日	2.5

注記事項

- 比率とは、当ファンドの純資産に対する比率(未収利息等を含みます。)であり、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。
- 格付けはMoody's社とS&P社の格付けのうち、上位の格付けをS&P社の表示方法で表記しています。
- 現金等には、未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・ 取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
 - ・ 取得の申込みのときに「分配金受取コース」または「自動けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなります。（原則として、コースを途中で変更することはできません。）
販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。
 - ・ 次のいずれかに該当する日（以下「申込不可日」といいます。）には、取得の申込みはできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）
 - ・ シンガポールの銀行の休業日
 - ・ シンガポール取引所の休業日
 - ・ シドニーの銀行の休業日
 - ・ シドニー先物取引所の休業日
 - ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。
 - ・ 販売会社によっては、以下のファンド間でスイッチング^{*}による取得申込みを取扱う場合があります。その場合の取得申込みに関する取扱いも同様とします。また、スイッチングについての申込単位、申込手数料は販売会社が定めるものとします。くわしくは、販売会社にご確認ください。
 - ・ 「アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）」
 - ・ 「アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（年2回決算型）」
- ^{*} スwitchingとは、上記のいずれか一方のファンドを解約した受取金額をもって他方のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(1) 申込単位

販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

申込単位の照会先は販売会社となります。

(2) 申込手数料

手数料率：上限3.24%（税抜3.00%）

申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

申込手数料の照会先は販売会社となります。

(3) 申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額が申込代金となります。

(4) 払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

2【換金（解約）手続等】

- ・ 換金（解約）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

- ・ 申込不可日には、換金の請求はできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消することがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
- ・ 販売会社によっては、スイッチングによる解約を取扱う場合があります。その場合の換金に関する取扱いも同様とします。くわしくは、販売会社にご確認ください。
なお、スイッチングにより解約をする場合も、信託財産留保額が差引かれ、解約金の利益に対して税金がかかります。
- ・ 販売会社によっては、買取りを取扱う場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。
換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(1) 解約単位

販売会社が定める単位

(2) 解約価額

解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

(3) 解約手数料

かかりません。

(4) 信託財産留保額

解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.2%

(5) 支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

(6) 大口解約の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える解約は行えないもの
とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。）

* 基準価額 = 純資産総額 ÷ 受益権総口数

ファンドの主な投資対象の評価方法

a. マザーファンド受益証券

計算日の基準価額で評価します。

b. 公社債等

以下のいずれかの方法で評価します。

（a）日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

（b）金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

（c）価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

c. 外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成21年1月16日から平成31年1月7日までとします。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の更新が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を更新することができます。その場合において、あらかじめ、更新しようとする旨を監督官庁に届出ます。

（４）【計算期間】

毎年１月８日から７月７日および７月８日から翌年１月７日までとします。（ただし、第１計算期間は平成21年１月16日から平成21年７月７日までとします。）

ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の１または30億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、信託の終了について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- d. c. の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下d. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. c. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。
- f. c. からe. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってc. からe. までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- g. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、のb. に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社もしくは受益者が裁判所に受託会社の解任を申立て裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、a. から g. までに定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- b. 委託会社は、a. の事項（a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、a. の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. b. の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下 c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. b. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. b. から e. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。
- g. a. から f. までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書

委託会社は、計算期間終了後および償還時に、運用経過等を記載した交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成します。

交付運用報告書は、販売会社を經由して知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）については委託会社のホームページに掲載します。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、当該受益者にこれを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

解約金は、原則として解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

なお、換金には制限があります。くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等 (6)大口解約の制限」を参照してください。

また、申込不可日には、換金の請求はできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）

(4) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間（平成26年 7月 8日から平成27年 1月 7日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（年2回決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第11期計算期間末 （平成26年 7 月 7 日現在）	第12期計算期間末 （平成27年 1 月 7 日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,032,172	4,190,507
親投資信託受益証券	339,925,286	367,112,552
未収入金	18,492	-
未収利息	3	5
流動資産合計	343,975,953	371,303,064
資産合計	343,975,953	371,303,064
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	196,288	189,667
未払受託者報酬	75,321	76,896
未払委託者報酬	2,749,145	2,806,638
その他未払費用	7,479	7,633
流動負債合計	3,028,233	3,080,834
負債合計	3,028,233	3,080,834
純資産の部		
元本等		
元本	196,288,641	189,667,789
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	144,659,079	178,554,441
（分配準備積立金）	102,782,477	125,433,922
元本等合計	340,947,720	368,222,230
純資産合計	340,947,720	368,222,230
負債純資産合計	343,975,953	371,303,064

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期計算期間 自 平成26年 1月 8日 至 平成26年 7月 7日	第12期計算期間 自 平成26年 7月 8日 至 平成27年 1月 7日
営業収益		
受取利息	475	446
有価証券売買等損益	21,038,538	42,699,629
営業収益合計	21,039,013	42,700,075
営業費用		
受託者報酬	75,321	76,896
委託者報酬	2,749,145	2,806,638
その他費用	7,479	7,633
営業費用合計	2,831,945	2,891,167
営業利益又は営業損失（ ）	18,207,068	39,808,908
経常利益又は経常損失（ ）	18,207,068	39,808,908
当期純利益又は当期純損失（ ）	18,207,068	39,808,908
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,180,584	3,424,672
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	142,501,965	144,659,079
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,538,498	17,670,388
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,538,498	17,670,388
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,211,580	19,969,595
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,211,580	19,969,595
分配金	196,288	189,667
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	144,659,079	178,554,441

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第12期計算期間 自 平成26年 7月 8日 至 平成27年 1月 7日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第11期計算期間末 (平成26年 7月 7日現在)	第12期計算期間末 (平成27年 1月 7日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 196,288,641口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 189,667,789口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 ー円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 ー円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.7370円 (1万口当たりの純資産額) (17,370円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.9414円 (1万口当たりの純資産額) (19,414円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第11期計算期間 自 平成26年 1月 8日 至 平成26年 7月 7日	第12期計算期間 自 平成26年 7月 8日 至 平成27年 1月 7日																																																												
分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額147,054,890円(1万口当たり7,491.73円)のうち、196,288円(1万口当たり10.00円)を分配金額としております。	分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額178,744,108円(1万口当たり9,424.05円)のうち、189,667円(1万口当たり10.00円)を分配金額としております。																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>7,180,016円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>5,983,453円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>44,076,125円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>89,815,296円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>147,054,890円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>196,288,641口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>7,491.73円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10.00円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>196,288円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,180,016円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	5,983,453円	収益調整金額	C	44,076,125円	分配準備積立金額	D	89,815,296円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	147,054,890円	当ファンドの期末残存口数	F	196,288,641口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,491.73円	1万口当たり分配金額	H	10.00円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	196,288円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>7,918,868円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>28,465,368円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>53,120,519円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>89,239,353円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>178,744,108円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>189,667,789口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>9,424.05円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10.00円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>189,667円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,918,868円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	28,465,368円	収益調整金額	C	53,120,519円	分配準備積立金額	D	89,239,353円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	178,744,108円	当ファンドの期末残存口数	F	189,667,789口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,424.05円	1万口当たり分配金額	H	10.00円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	189,667円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	7,180,016円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	5,983,453円																																																											
収益調整金額	C	44,076,125円																																																											
分配準備積立金額	D	89,815,296円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	147,054,890円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	196,288,641口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,491.73円																																																											
1万口当たり分配金額	H	10.00円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	196,288円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	7,918,868円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	28,465,368円																																																											
収益調整金額	C	53,120,519円																																																											
分配準備積立金額	D	89,239,353円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	178,744,108円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	189,667,789口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,424.05円																																																											
1万口当たり分配金額	H	10.00円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	189,667円																																																											

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

第11期計算期間 自 平成26年 1月 8日 至 平成26年 7月 7日	第12期計算期間 自 平成26年 7月 8日 至 平成27年 1月 7日
(1)金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 (2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなど）、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。 (3)金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「（2）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。 (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(1)金融商品に対する取組方針 同左 (2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 (3)金融商品に係るリスク管理体制 同左 市場リスクの管理 同左 信用リスクの管理 同左 流動性リスクの管理 同左 (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第11期計算期間末 (平成26年 7月 7日現在)	第12期計算期間末 (平成27年 1月 7日現在)
(1)貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はあり ません。	(1)貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
(2)時価の算定方法 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載 しております。	(2)時価の算定方法 有価証券 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第11期計算期間末 (平成26年 7月 7日現在)	第12期計算期間末 (平成27年 1月 7日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	19,831,040	39,355,123
合計	19,831,040	39,355,123

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第11期計算期間 自 平成26年 1月 8日 至 平成26年 7月 7日	第12期計算期間 自 平成26年 7月 8日 至 平成27年 1月 7日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第12期計算期間 自 平成26年 7月 8日 至 平成27年 1月 7日
該当事項はありません。

（元本の増減）

第11期計算期間末 (平成26年 7月 7日現在)	第12期計算期間末 (平成27年 1月 7日現在)
期首元本額 219,384,799円	期首元本額 196,288,641円
期中追加設定元本額 6,578,994円	期中追加設定元本額 20,472,695円
期中一部解約元本額 29,675,152円	期中一部解約元本額 27,093,547円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式（平成27年 1月 7日現在）

該当事項はありません。

株式以外の有価証券（平成27年 1月 7日現在）

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	総口数（口）	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド	170,203,789	367,112,552	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.7%	170,203,789	367,112,552 100.0%	
	合計			367,112,552	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド

貸借対照表

	（平成27年 1月 7日現在）	
	金 額（円）	
資産の部		
流動資産		
預金		41,572,281
コール・ローン		36,132,931
国債証券		12,042,262,223
地方債証券		504,043,708
特殊債券		10,420,927,880
外国譲渡性預金証書		534,429,453
派生商品評価勘定		63,861,222
未収入金		269,786,429
未収利息		352,416,926
前払費用		12,946,832
差入委託証拠金		80,427,368
流動資産合計		24,358,807,253
資産合計		24,358,807,253
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		43,690,096
未払金		25,944,532
未払解約金		1,266,852
流動負債合計		70,901,480
負債合計		70,901,480
純資産の部		
元本等		
元本		11,260,514,103
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		13,027,391,670
元本等合計		24,287,905,773
純資産合計		24,287,905,773
負債純資産合計		24,358,807,253

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成26年 7月 8日 至 平成27年 1月 7日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)国債証券、地方債証券、特殊債券、外国譲渡性預金証書 原則として時価で評価しております。 時価評価に当っては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2)先物取引 原則として、計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 (3)為替予約取引 原則として、計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。 (4)直物為替先渡取引 原則として時価で評価しております。 時価評価に当っては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

（平成27年 1月 7日現在）	
1. 元本の欠損	—円
2. 期末における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	2,1569円
(1万口当たりの純資産額)	(21,569円)

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

自 平成26年 7月 8日 至 平成27年 1月 7日	
(1)金融商品に対する取組方針	当親投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
(2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなど）、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。 また、当親投資信託は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、債券先物取引、為替予約取引及び直物為替先渡取引を行っております。当該デリバティブ取引は、市場価格の変動に係るリスクを有しております。
(3)金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「(2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。
(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

（平成27年 1月 7日現在）	
(1)貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
(2)時価の算定方法	
有価証券	「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
派生商品評価勘定	「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成27年 1月 7日現在）

取引の時価等に関する事項

デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）		
市場取引	債券先物取引				
	買建	521,512,400	—	526,390,400	4,878,000
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	2,771,098,003	—	2,754,972,330	16,125,673
	アメリカ・ドル	1,399,813,470	—	1,398,640,330	1,173,140
	オーストラリア・ドル	273,114,927	—	268,072,000	5,042,927
	ニュージーランド・ドル	422,978,017	—	422,050,000	928,017
	シンガポール・ドル	544,710,000	—	532,860,000	11,850,000
	中国元(オフショア)	130,481,589	—	133,350,000	2,868,411
	売建	2,751,705,171	—	2,742,052,229	9,652,942
	アメリカ・ドル	1,657,126,452	—	1,655,180,779	1,945,673
	オーストラリア・ドル	279,883,164	—	268,072,000	11,811,164
	タイ・バーツ	534,315,000	—	541,500,000	7,185,000
	スリランカ・ルピー	280,380,555	—	277,299,450	3,081,105
	直物為替先渡取引				
	買建	1,307,239,999	—	1,300,843,309	6,396,690
	マレーシア・リングギ	891,300,000	—	884,144,502	7,155,498
	フィリピン・ペソ	415,939,999	—	416,698,807	758,808
	売建	891,299,999	—	863,137,452	28,162,547
	フィリピン・ペソ	415,940,000	—	412,925,647	3,014,353
	新台湾ドル	475,359,999	—	450,211,805	25,148,194
合計		8,242,855,572	—	8,187,395,720	20,171,126

(注)時価の算定方法

先物取引

外国先物取引については、計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

為替予約取引

1．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに算出したレートを用いて評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

直物為替先渡取引

価格情報会社が計算し、提供する価格等により評価しております。

直物為替先渡取引の残高は、契約額ベースで表記しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（その他の注記）

（平成27年 1月 7日現在）	
1. 元本の増減	
期首元本額	12,578,540,183円
期中追加設定元本額	268,732,891円
期中一部解約元本額	1,586,758,971円
期末元本額	11,260,514,103円
2. 元本の内訳（ ）	
アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）	11,090,310,314円
アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（年2回決算型）	170,203,789円

（ ）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式（平成27年 1月 7日現在）

該当事項はありません。

株式以外の有価証券（平成27年 1月 7日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	MONGOLIA '180105	2,000,000.00	1,843,560.00	
		銘柄数：1	2,000,000.00	1,843,560.00	
		組入時価比率：0.9%		(219,088,670) 0.9%	
	オーストラリア・ドル	AUD GOVT. BOND '330421	1,000,000.00	1,194,600.00	
		銘柄数：1	1,000,000.00	1,194,600.00	
		組入時価比率：0.5%		(114,454,626) 0.5%	
	シンガポール・ドル	SINGAPORE GOVT '270301	2,000,000.00	2,229,200.00	
		SINGAPORE GOVT '300901	5,000,000.00	5,158,000.00	
		銘柄数：2	7,000,000.00	7,387,200.00	
		組入時価比率：2.7%		(657,313,056) 2.8%	
	マレーシア・リング	MALAYSIAN GOVT '191129	6,000,000.00	6,098,016.00	
		MALAYSIAN GOVT '200331	5,000,000.00	4,873,850.00	
		MALAYSIAN GOVT '210930	16,000,000.00	15,879,360.00	
		MALAYSIAN GOVT '240715	8,000,000.00	7,990,160.00	
		MALAYSIAN GOVT '320415	14,000,000.00	12,981,766.00	
		銘柄数：5	49,000,000.00	47,823,152.00	
		組入時価比率：6.5%		(1,589,163,340) 6.8%	
	タイ・バーツ	THAILAND GOVT '210714	250,000,000.00	256,520,220.00	
		THAILAND GOVT '280312	194,000,000.00	179,446,660.82	
		THAILAND GOVT '320625	120,000,000.00	127,801,440.00	
		銘柄数：3	564,000,000.00	563,768,320.82	
		組入時価比率：8.4%		(2,040,841,321) 8.7%	
	フィリピン・ペソ	PHILIPPINES(REP) '210115	100,000,000.00	104,129,000.00	
		PHILIPPINES(REP) '221126	210,000,000.00	205,760,100.00	
		PHILIPPINES(REP) '360114	356,000,000.00	400,500,000.00	
		銘柄数：3	666,000,000.00	710,389,100.00	

			(1,882,531,115)	
		組入時価比率：7.8%	8.0%	
インドネシア・ルピア	INDONESIA GOVT '280515	70,000,000,000.00	58,041,200,000.00	
	INDONESIA GOVT '330515	100,000,000,000.00	83,267,000,000.00	
小計	銘柄数：2	170,000,000,000.00	141,308,200,000.00	
			(1,328,297,080)	
		組入時価比率：5.5%	5.7%	
韓国ウォン	KOREA TREASURY BD'180910	10,000,000,000.00	11,259,480,660.00	
小計	銘柄数：1	10,000,000,000.00	11,259,480,660.00	
			(1,220,527,703)	
		組入時価比率：5.0%	5.2%	
新台湾ドル	TAIWAN GOVT '190909	100,000,000.00	101,514,600.00	
小計	銘柄数：1	100,000,000.00	101,514,600.00	
			(377,634,312)	
		組入時価比率：1.6%	1.6%	
インド・ルピー	INDIA GOVT BOND '210411	450,000,000.00	443,655,000.00	
	INDIA GOVT BOND '220802	450,000,000.00	450,315,000.00	
	INDIA GOVT BOND '230520	150,000,000.00	141,750,000.00	
	INDIA GOVT BOND '320215	250,000,000.00	254,800,000.00	
	INDIA GOVT BOND '320802	50,000,000.00	51,255,000.00	
	銘柄数：5	1,350,000,000.00	1,341,775,000.00	
小計			(2,522,537,000)	
		組入時価比率：10.4%	10.7%	
スリランカ・ルピー	SRI LANKA GOVT '160801	100,000,000.00	99,860,000.00	
小計	銘柄数：1	100,000,000.00	99,860,000.00	
			(89,874,000)	
		組入時価比率：0.4%	0.4%	
合計			12,042,262,223	
			(12,042,262,223)	
地方債証券	ニュージーランド・ドル	AUCKLAND COUNCIL '240325	5,000,000.00	5,476,950.00
	小計	銘柄数：1	5,000,000.00	5,476,950.00
			(504,043,708)	
		組入時価比率：2.1%	2.1%	
合計			504,043,708	
			(504,043,708)	
特殊債券	アメリカ・ドル	DEV BK PHILIPPINE '210325	500,000.00	543,935.00
		DEVT BK OF MONGO '170321	10,000,000.00	9,624,900.00

小計	NATIONAL SAVINGS '180918	4,000,000.00	4,436,720.00	
	VIETINBANK '170517	4,000,000.00	4,200,560.00	
	銘柄数：4	18,500,000.00	18,806,115.00	
	組入時価比率：9.2%		(2,234,918,706)	9.5%
オーストラリア・ドル	AIRSERVICES AUST '201119	5,000,000.00	5,386,350.00	
	AUSTRALIAN POST '170206	4,000,000.00	4,201,120.00	
	AUSTRALIAN RAIL '191205	3,000,000.00	3,043,980.00	
	NORDIC INVST BNK '240228	3,000,000.00	3,328,950.00	
	TRANSPower NEW Z '210806	1,750,000.00	1,815,870.00	
	TRANSPower NEW Z '230828	5,000,000.00	5,691,000.00	
	銘柄数：6	21,750,000.00	23,467,270.00	
小計	組入時価比率：9.3%		(2,248,399,138)	9.6%
ニュージーランド・ドル	ASIAN DEV BANK '190306	5,000,000.00	5,112,350.00	
	EUROPEAN INVT BK '171215	6,000,000.00	6,551,904.00	
	NZ LGFA '210515	5,000,000.00	5,490,650.00	
	NZ LGFA '230415	2,000,000.00	2,161,680.00	
	銘柄数：4	18,000,000.00	19,316,584.00	
小計	組入時価比率：7.3%		(1,777,705,225)	7.6%
マレーシア・リンギ	BANK PEMBANGUNAN '150410	5,000,000.00	5,007,500.00	
	銘柄数：1	5,000,000.00	5,007,500.00	
小計	組入時価比率：0.7%		(166,399,225)	0.7%
フィリピン・ペソ	EXP-IMP BK KOREA '151126	200,000,000.00	201,020,000.00	
	PSALM '170422	70,000,000.00	75,976,600.00	
	銘柄数：2	270,000,000.00	276,996,600.00	
	組入時価比率：3.0%		(734,040,990)	3.1%
インドネシア・ルピア	EUROPEAN INVT BK '190301	40,000,000,000.00	36,080,000,000.00	
	EUROPEAN INVT BK '220301	50,000,000,000.00	43,040,000,000.00	
	EXP-IMP BK KOREA '160706	40,000,000,000.00	39,696,000,000.00	
	銘柄数：3	130,000,000,000.00	118,816,000,000.00	
	組入時価比率：4.6%		(1,116,870,400)	4.8%
新台湾ドル	EXP-IMP BK KOREA '160701	434,000,000.00	428,531,600.00	

	小計	銘柄数：1	434,000,000.00	428,531,600.00 (1,594,137,552) 6.8%	
		組入時価比率：6.6%			
	インド・ルピー	NTPC LTD '230307	100,000,000.00	101,423,000.00	
		POWER GRID CIL '201019	50,000,000.00	50,548,000.00	
		POWER GRID CIL '241019	50,000,000.00	50,935,000.00	
	小計	銘柄数：3	200,000,000.00	202,906,000.00 (381,463,280) 1.6%	
		組入時価比率：1.6%			
	中国元(オフショア) 小計	ASIAN DEV BANK '201021	9,000,000.00	8,729,397.00	
		銘柄数：1	9,000,000.00	8,729,397.00 (166,993,364) 0.7%	
		組入時価比率：0.7%			
合計			10,420,927,880 (10,420,927,880)		
外国譲渡性預金 証書	中国元(オフショア) 小計	NCD AGR BK CHINA '150413	28,000,000.00	27,936,720.00	
		銘柄数：1	28,000,000.00	27,936,720.00 (534,429,453) 2.3%	
		組入時価比率：2.2%			
	合計			534,429,453 (534,429,453)	
合計				23,501,663,264 (23,501,663,264)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（年2回決算型）

（平成27年 1月30日現在）

資産総額	382,914,992円
負債総額	2,334,177円
純資産総額（ - ）	380,580,815円
発行済数量	194,686,298口
1単位（1万口）当たり純資産額（ / ）	19,548円

（参考）

純資産額計算書

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド

（平成27年 1月30日現在）

資産総額	24,607,766,024円
負債総額	86,675,903円
純資産総額（ - ）	24,521,090,121円
発行済数量	11,278,973,909口
1単位（1万口）当たり純資産額（ / ）	21,741円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 1 投資信託受益証券の名義書換等
該当事項はありません。
- 2 受益者等名簿
該当事項はありません。
- 3 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
- 4 内国投資信託受益証券の譲渡制限
該当事項はありません。

（注）ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○ 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情があると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

- 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成27年 1 月末現在：26億 8 千万円

会社が発行する株式総数：50,000株

発行済株式総数：12,998株

過去 5 年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後 1 年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会の決議により、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

また、取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資環境検討会議にて経済環境や投資環境についての検討を行い、運用会議にてファンドの運用方針を決定し、ファンドマネージャーは運用方針に基づき運用計画を作成し、売買に関する指図を行います。

投資環境検討会議は、運用および調査関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月 1 回開催され、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について分析し検討を行います。

運用会議には株式運用会議、債券運用会議等があり、運用関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月 1 回開催され、ファンドの運用方針等を決定します。

ファンドマネージャーは運用会議にて運用方針が承認された後、運用計画書を作成します。

この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。

上記のほか、運用部門から独立したリスク管理担当部署において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成27年1月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下の通りです。

種類			本数（本）	純資産総額（百万円）
公募	株式投資信託	単位型	25	187,175
		追加型	191	2,844,734
	公社債投資信託	単位型	0	0
		追加型	3	711,020
私募	証券投資信託		12	31,218
合計			231	3,774,147

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表並びに第18期事業年度に係る中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		第16期 （平成25年３月31日現在）		第17期 （平成26年３月31日現在）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（資産の部）					
流動資産					
預金			1,113,625		3,954,210
有価証券			22,629,840		20,259,251
前払費用			70,206		72,804
未収委託者報酬			2,035,613		2,977,222
未収収益			291,256		232,197
繰延税金資産			312,646		275,970
その他			52,373		47,462
流動資産計			26,505,562		27,819,119
固定資産					
有形固定資産			545,163		568,996
建物	1	225,325		211,289	
器具備品	1	133,837		171,707	
土地		186,000		186,000	
無形固定資産			1,187,321		1,153,814
ソフトウェア		1,187,066		1,153,620	
その他		255		193	
投資その他の資産			62,969,324		62,409,350
投資有価証券		62,225,684		61,482,439	
従業員貸付金		7,075		4,095	
長期差入保証金		479,806		476,321	
繰延税金資産		94,324		195,987	
その他		233,233		321,307	
貸倒引当金		70,800		70,800	
固定資産計			64,701,809		64,132,161
資産合計			91,207,372		91,951,280

		第16期 （平成25年3月31日現在）		第17期 （平成26年3月31日現在）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（負債の部）					
流動負債					
預り金			40,477		45,997
未払金			909,876		1,556,991
未払収益分配金		1,003		977	
未払償還金		64,231		61,457	
未払手数料		805,515		1,253,078	
その他未払金		39,126		241,477	
未払費用			667,583		931,078
未払法人税等			1,914,256		1,743,743
賞与引当金			421,019		389,748
役員賞与引当金			60,000		51,500
流動負債計			4,013,213		4,719,058
固定負債					
時効後支払損引当金			843		1,622
退職給付引当金			574,934		600,694
役員退職慰労引当金			177,090		195,240
固定負債計			752,868		797,556
負債合計			4,766,081		5,516,615
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			2,680,000		2,680,000
資本剰余金			670,000		670,000
資本準備金		670,000		670,000	
利益剰余金			82,474,853		82,965,637
その他利益剰余金		82,474,853		82,965,637	
繰越利益剰余金		82,474,853		82,965,637	
自己株式			50,310		50,310
株主資本合計			85,774,543		86,265,326
評価・換算差額等					
その他有価証券評 価差額金			666,747		169,338
評価・換算差額等合計			666,747		169,338
純資産合計			86,441,290		86,434,665
負債・純資産合計			91,207,372		91,951,280

（２）【損益計算書】

		第16期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日		第17期 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬			33,537,852		36,005,743
投資顧問料			681,182		797,798
営業収益計			34,219,035		36,803,541
営業費用					
支払手数料			13,214,038		14,353,026
広告宣伝費			314,806		418,056
公告費			3,580		5,369
調査費			3,704,187		4,969,935
調査費		662,474		697,463	
委託調査費		3,041,712		4,272,471	
委託計算費			393,719		405,651
営業雑経費			652,259		673,061
通信費		109,548		120,866	
印刷費		504,000		519,008	
協会費		30,411		24,375	
諸会費		3,881		4,064	
諸経費		4,418		4,746	
営業費用計			18,282,591		20,825,101
一般管理費					
給料			3,336,898		3,358,976
役員報酬		212,725		222,474	
給与・手当		2,823,001		2,817,356	
賞与		301,171		319,145	
賞与引当金繰入			421,019		380,988
役員賞与引当金繰入			60,000		47,770
福利厚生費			454,574		519,682
交際費			40,778		35,169
旅費交通費			184,540		219,798
租税公課			98,000		95,459

		第16期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日		第17期 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
不動産賃借料			592,927		592,877
退職給付費用			234,100		241,032
役員退職慰労引当金 繰入			93,220		45,980
固定資産減価償却費			678,955		587,330
諸経費			1,581,071		1,579,964
一般管理費計			7,776,086		7,705,029
営業利益			8,160,357		8,273,410
営業外収益					
受取配当金			3,091		9,501
有価証券利息			476,953		324,053
受取利息			574		727
投資有価証券売却益			2,615		134,549
時効成立分配金・償 還金			7,728		3,068
その他			35,252		46,594
営業外収益計			526,215		518,494
営業外費用					
その他			12,430		2,595
営業外費用計			12,430		2,595
経常利益			8,674,143		8,789,309
特別利益					
投資有価証券償還益			-		226,404
投資有価証券売却益	1		-		121,800
特別利益計			-		348,204
特別損失					
投資有価証券評価減			18,250		42,622
固定資産除却損			9,200		-
特別損失計			27,450		42,622
税引前当期純利益			8,646,692		9,094,890
法人税、住民税 及び事業税			3,281,643		3,225,639
法人税等調整額			37,924		53,478
当期純利益			5,327,124		5,815,773

（３）【株主資本等変動計算書】

第16期（自 平成24年 4 月1日 至 平成25年 3 月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
平成24年 4 月 1 日残高	2,680,000	670,000	670,000	79,031,005	79,031,005
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				1,883,275	1,883,275
当期純利益				5,327,124	5,327,124
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	-	-	3,443,848	3,443,848
平成25年 3 月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	82,474,853	82,474,853

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	
平成24年 4 月 1 日残高	48,261	82,332,743	261,991	82,594,735
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		1,883,275		1,883,275
当期純利益		5,327,124		5,327,124
自己株式の取得	2,049	2,049		2,049
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			404,755	404,755
事業年度中の変動額合計	2,049	3,441,799	404,755	3,846,555
平成25年 3 月31日残高	50,310	85,774,543	666,747	86,441,290

第17期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
平成25年4月1日残高	2,680,000	670,000	670,000	82,474,853	82,474,853
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				5,324,989	5,324,989
当期純利益				5,815,773	5,815,773
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	-	-	490,783	490,783
平成26年3月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	82,965,637	82,965,637

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	
平成25年4月1日残高	50,310	85,774,543	666,747	86,441,290
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		5,324,989		5,324,989
当期純利益		5,815,773		5,815,773
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			497,409	497,409
事業年度中の変動額合計	-	490,783	497,409	6,625
平成26年3月31日残高	50,310	86,265,326	169,338	86,434,665

[注記事項]

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～50年
器具備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

負債計上を中止した未払収益分配金及び未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

（未適用の会計基準等）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

（1）概要

退職給付債務及び勤務費用の計算方法（退職給付見込額の帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法の改正等）、並びに開示の拡充等について改正されました。

（2）適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成26年4月1日以後に開始する事業年度の期首から適用します。

なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

（3）当該会計基準等の適用による影響

退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法について期間定額基準から給付算定式基準に変更することにより期首利益剰余金の額が62,427千円増加する見込みです。なお、勤務費用の計算方法が変更されることによる損益計算書に与える影響は軽微となる見込みです。

（貸借対照表関係）

第16期 （平成25年3月31日現在）	第17期 （平成26年3月31日現在）
1．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	1．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 535,307千円	建物 562,983千円
器具備品 542,022千円	器具備品 594,582千円

（損益計算書関係）

第16期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第17期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
-----	1．特別利益に記載の投資有価証券売却益は、過去に減損処理を行った投資信託の受益権を解約したことによるものであります。

（株主資本等変動計算書関係）

．第16期（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

1．発行済株式の種類及び総数（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

2．自己株式の種類及び株式数（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	10	0	-	10

（注）増加は端株の買取りによるものであります。

3．配当に関する事項

（1）配当金の支払額

（決議）	株式の 種類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成24年 6 月27日 定時株主総会	普通 株式	1,883百万円	145,000円	平成24年 3 月31日	平成24年 6 月28日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成25年 6 月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

（決議）	株式の 種類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年 6 月25日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	5,324百万円	410,000円	平成 25 年 3 月 31 日	平成25年 6 月26 日

．第17期（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日）

1．発行済株式の種類及び総数（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

2．自己株式の種類及び株式数（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	10	-	-	10

3．配当に関する事項

（1）配当金の支払額

（決議）	株式の 種類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成25年 6 月25日 定時株主総会	普通 株式	5,324百万円	410,000円	平成25年 3 月31日	平成25年 6 月26日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

当事業年度の配当は無配につき、該当事項はありません。

（リース取引関係）

第16期 (平成25年3月31日現在)	第17期 (平成26年3月31日現在)
借主側 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	借主側 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
1年内 569,185千円	1年内 474,236千円
1年超 472,256千円	1年超 8,820千円
合計 1,041,441千円	合計 483,056千円

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されていますが数行に分散して預入れしており、リスクの軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利リスク等の市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から当社に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少となっています。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

第16期（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）預金	1,113,625	1,113,625	-
（２）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	84,724,694	84,724,694	-
（３）未収委託者報酬	2,035,613	2,035,613	-
資産計	87,873,934	87,873,934	-
（１）未払手数料	805,515	805,515	-
（２）未払法人税等	1,914,256	1,914,256	-
負債計	2,719,772	2,719,772	-

第17期（平成26年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）預金	3,954,210	3,954,210	-
（２）有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	81,610,860	81,610,860	-
（３）未収委託者報酬	2,977,222	2,977,222	-
資産計	88,542,293	88,542,293	-
（１）未払手数料	1,253,078	1,253,078	-
（２）未払法人税等	1,743,743	1,743,743	-
負債計	2,996,821	2,996,821	-

（注１）

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

（１）預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

（１）未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（２）未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第16期 （平成25年3月31日現在）	第17期 （平成26年3月31日現在）
非上場株式（*1）	130,830	130,830

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(注3)

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第16期（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内
預金	1,113,625	-	-
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1) 国債	16,000,000	25,500,000	-
(2) 社債	5,700,000	2,400,000	2,200,000
(3) その他	800,000	16,650,000	6,700,000
未収委託者報酬	2,035,613	-	-
合計	25,649,239	44,550,000	8,900,000

第17期（平成26年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内
預金	3,954,210	-	-
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1) 国債	11,700,000	20,300,000	12,000,000
(2) 社債	2,400,000	1,500,000	700,000
(3) その他	6,050,000	12,300,000	5,500,000
未収委託者報酬	2,977,222	-	-
合計	27,081,432	34,100,000	18,200,000

（有価証券関係）

．第16期（平成25年3月31日）

1．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	（１）株式	106,426	30,541	75,884
	（２）債券			
	国債	41,841,292	41,728,505	112,786
	社債	7,668,879	7,642,169	26,709
	その他	17,917,006	17,861,809	55,196
	（３）その他	6,254,812	5,588,927	665,884
	小計	73,788,415	72,851,953	936,461
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	（１）株式	-	-	-
	（２）債券			
	国債	-	-	-
	社債	2,789,789	2,790,586	797
	その他	6,418,718	6,425,967	7,249
	（３）その他	1,727,772	1,788,790	61,018
	小計	10,936,279	11,005,343	69,064
合計		84,724,694	83,857,296	867,397

（注１）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のあるものについて18,250千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると思われるものを除き、減損処理を行うこととしております。

（注２）非上場株式（貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（１）株式	-	-	-
（２）債券			
国債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
（３）その他	304,550	2,615	-
合計	304,550	2,615	-

．第17期（平成26年3月31日）

1．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	131,964	30,541	101,422
	(2) 債券			
	国債	39,577,933	39,511,949	65,983
	社債	3,964,648	3,962,232	2,415
	その他	17,508,558	17,489,629	18,928
	(3) その他	5,147,004	4,945,207	201,797
	小計	66,330,108	65,939,561	390,546
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債	4,612,544	4,613,998	1,454
	社債	702,338	702,452	114
	その他	6,411,894	6,419,144	7,250
	(3) その他	3,553,976	3,684,180	130,204
	小計	15,280,752	15,419,775	139,023
合計		81,610,860	81,359,337	251,522

（注1）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のあるものについて42,622千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると思われるものを除き、減損処理を行うこととしております。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	1,393,219	256,349	-
合計	1,393,219	256,349	-

（デリバティブ取引関係）

第16期 （平成25年3月31日現在）	第17期 （平成26年3月31日現在）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第16期 （平成25年3月31日現在）	第17期 （平成26年3月31日現在）
繰延税金資産		
投資有価証券評価減	268,434千円	65,219千円
ゴルフ会員権評価減	50,925	50,925
賞与引当金	160,029	138,906
退職給付引当金	154,392	132,184
役員退職慰労引当金	63,114	69,583
時効後支払損引当金	300	578
事業税及び事業所税	138,818	119,223
減損損失	305,697	304,537
その他	116,724	120,008
繰延税金資産小計	1,258,438	1,001,167
評価性引当額	650,291	445,916
繰延税金資産合計	608,146	555,251
繰延税金負債		
未収配当金	525	1,107
その他有価証券評価差額金	200,650	82,184
繰延税金負債合計	201,175	83,292
差引：繰延税金資産の純額	406,971	471,958

- 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（退職給付関係）

・第16期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2．退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務	2,493,252千円
(2) 年金資産	1,738,225
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	755,026
(4) 未認識数理計算上の差異	321,826
(5) 貸借対照表額純額(3)+(4)	433,200
(6) 前払年金費用	141,733
(7) 退職給付引当金(5)-(6)	574,934

３．退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用	161,881千円
(2) 利息費用	38,028
(3) 期待運用収益	25,145
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	25,203
(5) その他（注）	34,132
(6) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	234,100

（注）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間 配分方法	期間定額基準
(2) 割引率	0.69%
(3) 期待運用収益率	1.8%
(4) 数理計算上の差異の 処理年数	10年(各事業年度の発生時の従業員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数による定 額法により、発生した事業年度の翌期か ら費用処理することとしております。)

．第17期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）及び退職一時金制度（非積立型制度であります。）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,493,252千円
勤務費用	179,146
利息費用	17,203
数理計算上の差異の発生額	80,171
退職給付の支払額	129,844
退職給付債務の期末残高	2,479,586

（２）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,738,225千円
期待運用収益	31,288
数理計算上の差異の発生額	114,900
事業主からの拠出額	214,074
退職給付の支払額	75,507
年金資産の期末残高	2,022,980

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,821,243千円
年金資産	2,022,980
	201,737
非積立型制度の退職給付債務	658,343
未積立退職給付債務	456,605
未認識数理計算上の差異	85,718
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	370,887
退職給付引当金	600,694
前払年金費用	229,807
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	370,887

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	179,146千円
利息費用	17,203
期待運用収益	31,288
数理計算上の差異の費用処理額	41,035
確定給付制度に係る退職給付費用	206,096

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	56.2%
株式	40.7%
短期金融資産	3.1%
合計	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.82%
長期期待運用収益率	1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、34,935千円であります。

（セグメント情報等）

第16期
自 平成24年 4 月 1 日
至 平成25年 3 月31日

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1．製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第17期

自 平成25年 4 月 1 日

至 平成26年 3 月31日

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1．製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

．第16期（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

1．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末 残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券株式会社	東京都 千代田 区	405 億円	金融商 品取引 業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 役員の兼任	投資信託 に係る事 務代行手 数料の支 払 (注1)	2,483,692 千円	未払 手 数 料	236,330 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（注２）上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社（非上場）

．第17期（自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末 残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券株式会社	東京都 千代田 区	405 億円	金融商 品取引 業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 役員の兼任	投資信託 に係る事 務代行手 数料の支 払 (注1)	3,380,996 千円	未払 手 料 数	603,222 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（注２）上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、及び
ニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

第16期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日	第17期 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日
1株当たり純資産額 6,655,586円29銭	1株当たり純資産額 6,655,076円17銭
1株当たり当期純利益 410,159円30銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり当期純利益 447,788円11銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎	1株当たり当期純利益の算定上の基礎
損益計算書上の当期純利益 5,327,124千円	損益計算書上の当期純利益 5,815,773千円
普通株式に係る当期純利益 5,327,124千円	普通株式に係る当期純利益 5,815,773千円
普通株主に帰属しない金額の主な内訳 - 千円	普通株主に帰属しない金額の主な内訳 - 千円
普通株式の期中平均株式数 12,987株	普通株式の期中平均株式数 12,987株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。	希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。

（重要な後発事象）

当社は、平成26年6月25日開催の定時株主総会において、会社法第156条第1項の規定に基づき、以下のとおり自己株式を取得することを決議いたしました。

（１）取得理由 経済情勢の変化に対応した機動的な資本政策を実施するため

（２）取得する株式の種類 普通株式

（３）取得する株式の総数 4,300株（上限とする）

（４）取得価額の総額 30,000,000千円（上限とする）

（５）取得期間 本定時株主総会終結の日から１年間

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

		第18期中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
預金			10,708,811
有価証券			13,937,361
前払費用			71,339
未収委託者報酬			3,070,180
繰延税金資産			251,063
未収収益			202,451
その他			2,731
流動資産合計			28,243,939
固定資産			
有形固定資産			574,109
建物	1	202,132	
器具備品	1	185,976	
土地		186,000	
無形固定資産			1,143,930
投資その他の資産			41,569,649
投資有価証券		40,677,132	
従業員貸付金		3,285	
長期差入保証金		476,198	
繰延税金資産		35,718	
その他		448,115	
貸倒引当金		70,800	
固定資産合計			43,287,689
資産合計			71,531,629

		第18期中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
預り金			5,447,736
未払金			1,807,976
未払収益分配金		857	
未払償還金		59,668	
未払手数料		1,337,975	
その他未払金		409,474	
未払費用			785,806
未払法人税等			1,365,229
賞与引当金			346,419
役員賞与引当金			25,460
流動負債合計			9,778,627
固定負債			
時効後支払損引当金			196
退職給付引当金			575,737
役員退職慰労引当金			151,650
固定負債合計			727,584
負債合計			10,506,212
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			2,680,000
資本剰余金			670,000
資本準備金		670,000	
利益剰余金			85,457,990
その他利益剰余金		85,457,990	
繰越利益剰余金		85,457,990	
自己株式			28,103,053
株主資本合計			60,704,936
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			320,480
評価・換算差額等合計			320,480
純資産合計			61,025,417
負債・純資産合計			71,531,629

(2)中間損益計算書

		第18期中間会計期間 自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	
区分	注記 番号	金額（千円）	
営業収益			
委託者報酬			17,080,402
投資顧問料			297,445
営業収益計			17,377,847
営業費用・一般管理費			
営業費用			10,078,504
支払手数料		7,026,539	
その他営業費用		3,051,964	
一般管理費	1		3,715,088
営業費用・一般管理費計			13,793,592
営業利益			3,584,255
営業外収益			
受取利息及び配当金		164,536	
時効成立分配金・償還金		1,967	
その他		19,934	
営業外収益計			186,439
営業外費用			
その他		2,464	
営業外費用計			2,464
経常利益			3,768,230
特別利益			
投資有価証券売却益		35,182	
特別利益計			35,182
特別損失			
投資有価証券売却損		1,097	
ゴルフ会員権評価減		8,300	
特別損失計			9,397
税引前中間純利益			3,794,015
法人税、住民税及び事業税			1,297,783
法人税等調整額			66,306
中間純利益			2,429,924

(3)中間株主資本等変動計算書

第18期（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
平成26年4月1日残高	2,680,000	670,000	670,000	82,965,637	82,965,637
会計方針の変更による 累積的影響額				62,427	62,427
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,680,000	670,000	670,000	83,028,065	83,028,065
当中間期変動額					
剰余金の配当				-	-
中間純利益				2,429,924	2,429,924
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	-	2,429,924	2,429,924
平成26年9月30日残高	2,680,000	670,000	670,000	85,457,990	85,457,990

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	
平成26年4月1日残高	50,310	86,265,326	169,338	86,434,665
会計方針の変更による 累積的影響額		62,427		62,427
会計方針の変更を反映した 当期首残高	50,310	86,327,754	169,338	86,497,093
当中間期変動額				
剰余金の配当		-		-
中間純利益		2,429,924		2,429,924
自己株式の取得	28,052,742	28,052,742		28,052,742
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			151,142	151,142
当中間期変動額合計	28,052,742	25,622,818	151,142	25,471,675
平成26年9月30日残高	28,103,053	60,704,936	320,480	61,025,417

[注記事項]

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。

4．外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の退職給付引当金が24,255千円減少、前払年金費用が72,743千円増加し、利益剰余金が62,427千円増加しております。なお、前払年金費用は投資その他の資産の「その他」に含めております。また、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末（平成26年9月30日現在）

1．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

建物	575,346千円
器具備品	624,368千円
計	1,199,714千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1．当中間会計期間の減価償却実施額は以下のとおりであります。

有形固定資産	42,684千円
無形固定資産	232,969千円
計	275,654千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

2. 自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期末 株式数
自己株式 普通株式	10	4,207	-	4,217

(変動事由の概要)

自己株式の増加は平成26年 6 月25日付の定時株主総会決議に基づき、平成26年 9 月10日付で取得したものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間末（平成26年 9 月30日現在）

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	190,970千円
1年超	7,560千円
合計	198,530千円

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成26年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）参照）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）預金	10,708,811	10,708,811	-
（２）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	54,483,663	54,483,663	-
（３）未収委託者報酬	3,070,180	3,070,180	-
資産計	68,262,655	68,262,655	-
（１）預り金	5,447,736	5,447,736	-
（２）未払手数料	1,337,975	1,337,975	-
（３）未払法人税等	1,365,229	1,365,229	-
負債計	8,150,941	8,150,941	-

（注１）

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

（１）預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

（１）預り金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（２）未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３）未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	130,830

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成26年9月30日現在）

その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	124,950	30,541	94,408
	(2) 債券			
	国債	26,300,796	26,265,037	35,758
	社債	2,250,325	2,248,782	1,542
	その他	12,528,903	12,519,618	9,284
	(3) その他	7,664,446	7,247,746	416,700
	小計	48,869,421	48,311,726	557,694
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債	3,016,035	3,016,830	795
	社債	-	-	-
	その他	805,616	805,710	94
	(3) その他	1,792,591	1,862,432	69,840
	小計	5,614,242	5,684,972	70,730
合計		54,483,663	53,996,699	486,964

(注1) 取得原価は減損処理後の金額で記載しております。なお、中間会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

(注2) 非上場株式（中間貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（平成26年9月30日現在）

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1．製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦における営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1株当たり純資産額	6,949,941円07銭
-----------	---------------

1株当たり中間純利益	194,316円25銭
------------	-------------

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、潜在株式が存在しないため、記載していません。

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益（千円）	2,429,924
-----------	-----------

普通株主に帰属しない金額（千円）	-
------------------	---

普通株式に係る中間純利益（千円）	2,429,924
------------------	-----------

普通株式の期中平均株式数（株）	12,505
-----------------	--------

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) その行う投資運用業に関して、自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) その行う投資運用業に関して、運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと
- (5) 前記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成26年 3 月末現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法。以下同じ。）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >（平成26年 3 月末現在）

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金：51,000百万円

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成26年 3 月末現在	事業の内容
株式会社 S B I 証券	47,937	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
光世証券株式会社	12,000	
高木証券株式会社	11,069	
三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
楽天証券株式会社	7,495	
株式会社三菱東京 U F J 銀行	1,711,958	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社清水銀行（注）	8,670	

（注）株式会社清水銀行は、平成27年 4 月20日より取扱いを開始します。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

(2) 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

3 【資本関係】

(1) 委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が 5 %以上のものを記載します。

該当事項はありません。

(2) 関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5 %以上のものを記載します。

受託会社

該当事項はありません。

販売会社

株式会社三菱東京UFJ銀行は、委託会社の株式899株（6.91%）を保有しています。

第3【その他】

- 1 目論見書の表紙または本文に写真、イラスト、キャッチ・コピー、ファンド名ロゴマーク、ロゴマーク入り社名もしくは社名を付加して使用することがあります。
- 2 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
 - (1) ・当ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。
 - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されていません。
 - ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
 - (2) ・当ファンドは、商品内容に関して重大な約款変更を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
 - ・当ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
 - ・投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者の請求により販売会社から交付されます。請求された場合には、その旨をご自身で記録しておいてください。
 - (3) 当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。
 - (4) 最新の運用実績は委託会社のホームページにてご確認ください。
 - (5) 課税上の取扱いとは株式投資信託となります。
- 3 投資信託説明書（請求目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部を記載することがあります。
 - (1) ファンドは、公社債など値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
 - (2) 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
 - (3) 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
 - (4) 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。
 - (5) 登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
 - (6) 投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
 - (7) 投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - (8) 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。
 - (9) 当ファンドにおける課税上の取扱いとは株式投資信託となります。
- 4 有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。グラフ、図表等に使用するファンドに関するデータは、あくまでも過去の運用実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 5 投資信託約款の重要な事項を投資信託説明書（交付目論見書）に掲載し、投資信託約款の全文を投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に掲載します。
- 6 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、委託会社のホームページ等に掲載します。
- 7 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」、「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月25日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年6月25日開催の定時株主総会において、自己株式を取得することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年2月16日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・パシフィック・ソブリン・オープン（年2回決算型）の平成26年7月8日から平成27年1月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（年2回決算型）の平成27年1月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月19日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。